平成２５年（フ）第４２７号
京都市右京区常盤馬塚町12　エスポワールＴ２Ａ、住民票上の住所京都市北区紫野中柏野町25番地
債務者　新田　真也
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４３０号
京都市西京区樫原水築町16番地の12
債務者　中井　鈴美
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４９３号
京都市東山区三条通北裏白川筋東入２丁目定法寺町360番地
債務者　和田　拓之
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５６５号
京都市北区紫野泉堂町24番地　ロイヤルコーポ紫野208
債務者　伊藤　　満
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５８２号
京都市下京区三ノ宮町通正面下る上三之宮町274番地の２
債務者　坂田　真一
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３０号
京都府福知山市大江町天田内282番地　府営宮前団地５―23
債務者　足立　直樹
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで　京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２４年（フ）第９８３号
堺市西区上野芝町４丁９番10号
債務者　井上　清子
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９８４号
堺市西区上野芝町４丁９番10号
債務者　栗山　和宏
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２９８号
堺市西区上野芝町１丁11―７三宅文化202、住民票上の住所堺市南区桃山台１丁３番23―203号
債務者　山田　　匠
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４２１号
堺市中区土塔町108番地60
債務者　松岡　敬子
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４４９号
堺市堺区今池町１丁３番29―202号
債務者　瀬川　　昭
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４５９号
大阪府松原市河合５丁目245番地　1025号
債務者　益田　幸子
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４９３号
大阪府富田林市寺池台４丁目２番345―207号
債務者　藤堂　　隆
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５１１号
大阪府羽曳野市恵我之荘３丁目１番３号医療法人昌円会高村病院、住民票上の住所大阪府羽曳野市南恵我之荘６丁目２番12号
債務者　倉橋美代子
法定代理人成年後見人　栗田　新一
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６２号
北海道虻田郡洞爺湖町高砂町32番地20
債務者　吉野　友子
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第２０号
秋田県能代市字一本木82番地　和風荘亀の家
債務者　能登谷千春
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで　秋田地方裁判所能代支部

平成２５年（フ）第３６号
福島県喜多方市松山町鳥見山字下堰下4726番地９、前住所福島県喜多方市松山町鳥見山字上堰下4911番地の７
債務者　上田　光隆
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係